

## 第 53 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会（部会②）

# 開催記録

### 1 開催概要

- 日 時：令和7年3月5日（水）10：00 ～ 12：00
- 場 所：TKP ガーデンシティ PREMIUM 品川 ホール5A
- 出席者：

表 出席者一覧

委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 谷川 章雄氏（早稲田大学名誉教授）</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老川 慶喜氏（立教大学名誉教授）</li> <li>・ 小野田 滋氏（鉄道総合技術研究所 アドバイザー）</li> <li>・ 古関 潤一氏（東京大学名誉教授・ライト工業株式会社 R&amp;D センター テクニカルオフィサー）</li> </ul>
オブザーバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化庁文化財第二課 史跡部門</li> <li>・ 港区 街づくり支援部</li> <li>・ 港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課</li> <li>・ 東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課</li> <li>・ 東京都 建設局 道路建設部 鉄道関連事業課</li> <li>・ 東京都 交通局 建設工務部 計画改良課</li> <li>・ 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部</li> <li>・ 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 技術監理部</li> <li>・ JR 東日本コンサルタンツ株式会社</li> <li>・ 東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター</li> <li>・ 東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模プロジェクト推進部門</li> <li>・ 東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 まちづくり部門</li> <li>・ 東日本旅客鉄道株式会社 建設工事部</li> <li>・ 京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 建設部</li> <li>・ 京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部 品川開発推進部</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 建設部</li> </ul>
サポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パシフィックコンサルタンツ株式会社</li> </ul>

■ 当日配付資料

部会②

- ・ 次第
- ・ 資料1：駅街区北棟ビル国道側山留について
- ・ 資料2：駅街区北棟ビル南東側山留について
- ・ 資料3：南横仕切堤付近の京急連立仮受け・駅街区南棟山留について

## 2 議事要旨

### 2.1 部会②

#### (1) 開会

- 第 53 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会の部会②を開会する。(事務局)

#### (2) 駅街区北棟ビル国道側山留について

- 資料 1 について説明する。(事務局)

##### <説明概要>

- 図示する箇所の子留工事の子手について意見をいただきたい。
- これまで当該山留の南北の位置においてトレンチ⑤⑦として調査を行い、土留列が 3 列確認されている。それらをつぶ延長線に対して、今回の山留の位置は支障しないと考える。
- 当該山留の位置において事前にボーリング調査を行った。

- ボーリング調査の結果について説明する。(港区)

##### <説明概要>

- 当該山留の位置で 9 箇所のボーリング調査を行った。
- No. 1～7 について海砂が確認された。
- No. 4～9 に示す第 8 層が自然堆積層と考える。
- No. 1～3 は第 8 層がないが、南方に谷地形であったという推測に合致する。
- いずれも木片等は検出されていない。
- 元々この場所は谷地形になっており、船が着きやすい場所であったことを想定しており、石積みなどが確認されるかと思われたが、いずれの調査箇所からも木片や石等は検出されていない。
- No. 6 の第 3 層の砂層は、泉岳寺駅改良事業に伴う調査で確認した茶褐色砂層と酷似する。改変された箇所に堆積した層であると考えており、近くで土地改変が行われたことも考えられるが、現時点では判断できない。
- トレンチ⑦-2 で木杭の列が確認されており、トレンチ⑤の同様の遺構と線でつくと、山留がその線から外れることが明らかになった。(委員長)
- ボーリング調査の結果、南側に谷地形があったことが明確で、その出口に当たる箇所になるが、地形的な状況が明らかになったことは良かった。(委員長)
- 河岸に関しては、今後考察を深める必要がある。(委員長)
- ボーリング調査の結果として構造物に当たらなかったことと、木柵列の推定位置と支障

しないということで、山留の打設を可と判断したい。(委員長)

← 異議なし。(委員一同)

→ 山留の打設を可とする。(委員長)

### (3) 駅街区北棟ビル南東側山留について

- 資料2について説明する。(事務局)

<説明概要>

- ・ 図示する箇所の山留工事の着手について意見をいただきたい。
- ・ 当該箇所は京急の高架橋が重なる位置であり、その基礎杭が 650mm ピッチで埋められているが、山留と干渉する杭が 25 本となる。

- 当該山留箇所の遺構の推定状況について説明する。(港区)

<説明概要>

- ・ 当該山留箇所は過去にボーリング調査を行っており、委員会で報告済みである。
  - ・ 第 48 回委員会で報告した No.9 のボーリング調査で確認された支障物は陸側の民地が構築されたときの境界の石垣ではないかと推測している。
  - ・ これに伴い、京急で No.9 の杭をずらして施工してもらっている。
  - ・ この位置関係から、今回の山留範囲で何かに支障するとは推定しにくい。
  - ・ ただし、施工の過程で検出された場合は報告を受けて取扱いを検討することとしたい。
- ボーリング No.9 の支障物は、明治 20 年地形図の民地護岸の石垣であろうと推測しているが、これが今回の山留範囲の南端で抵触する可能性がある。一方でその箇所は京急の高架橋の杭が密に施工されているため、現状では石垣が残っている可能性は低いと考える。(委員長)
  - 施工中に何かを確認した場合は、調査、検討するという一方で、施工を可としたい。(委員長)
    - ← 異議なし。(委員一同)
    - 山留の打設を可とする。(委員長)

### (4) 南横仕切堤付近の京急連立仮受け・駅街区南棟山留について

- 資料3について説明する。(京急)

<説明概要>

- ・ 資料3-1 に仮受杭と山留の施工状況を示す。
  - ・ 資料左下にオレンジ色に示す杭施工箇所から石および木材が検出されたため、試掘調査を実施した。
- 試掘調査について説明する。(港区)

### <説明概要>

- 試掘の結果、胴木と推定される木材と、裏込めと推定される石が確認された。
- 恐らく南横仕切堤の本体であると判断して問題ないを考える。
- 以前当該箇所の上部で実施された東西 1 トレンチでは何も検出されなかったため、上部は既に撤去されていたものと考えられる。
- 第 7 橋梁の南横仕切堤の調査結果や文献資料からの推定形状と比較すると、概ね同様の形状であると考えられる。
- 断面図に示す第 5 層、第 6 層が南横仕切堤の本体に当たると思われる。
- 第 5 層と第 3 層の境界は不明でだが、明治 20 年図と明治 30 年図で南横仕切堤の形状が少し変化しており、明治 30 年時点で南横仕切堤が南側に拡張されているように見えるため、南側の第 3 層と北側の第 3 層が同一かどうかは今後検証したい。
- 遺構の確認に伴い掘削を中止したため、硬質粘土層は確認できていない。
- 南横仕切堤の底部はわからないが、恐らく胴木の下端付近だと思われる。
- 第 7 橋梁の横仕切堤は T.P.+2.0m 以上の高さで確認できたが、今回は T.P.0m 付近での確認であり、南横仕切堤の下部付近に相当すると思われる。
  
- 胴木と枕木が検出されたので、その上の石垣は撤去されたと判断している。(委員長)
  
- 土留めの列は 2 列確認されている。(委員長)
  
- 試掘なので遺構を撤去することができないため、発見状態で調査を止めている。地山となる硬質粘土層まで掘り下げることができない。(委員長)
  
- 南横仕切堤の想定位置がほぼ当たっており、胴木の確認の結果、石垣の位置もほぼ確定できる。第 7 橋梁の南横仕切堤の幅とも大きく変わらないので確かだろう。(委員長)
  
- 工事計画としてはシートパイルの打設と仮橋脚の杭の打設となるが、遺構の残りが良くないという判断からすると、記録保存の後、施工を可として良いと考える。(委員長)
  
- 裏込めと記載してある大きな石は間知石か。(小野田委員)
  - ← 間知石のようにも見えたが、面を作っているような印象はない。(港区)
  - 崩れ落ちた状態ではないのか。(小野田委員)
  - ← まだ取り上げていないので、取り上げ後に観察を行う。(港区)
  - 石積みは裏込めも重要であるので、調査できると良い。(小野田委員)
  - 撤去した段階でまざれたのか、元々の裏込めか、検討してもらいたい。(委員長)
  
- 当該箇所の施工を可とする判断としたい。(委員長)
  - ← 異議なし。(委員一同)
  - 施工を可とする。(委員長)

### (5) 閉会

### 3 議事録

---

#### 3.1 部会②

##### (1) 開会

(委員長) 次第に沿って進める。

##### (2) 駅街区北棟ビル国道側山留について

(事務局) 資料1について説明する。図示する箇所の子留工事の子手について意見をいただきたい。これまで当該山留の南北の位置においてトレンチ⑤⑦として調査を行い、土留列が3列確認されている。それらをつぶ延長線に対して、今回の山留の位置は支障しないと考える。また、当該山留の位置において事前にボーリング調査を行った。

(港区) ボーリング調査の結果について説明する。当該山留の位置で9箇所のボーリング調査を行った。元々この場所は谷地形になっており、船が着きやすい場所であったことを想定しており、石積みなどが確認されるかと思われたが、いずれの調査箇所からも木片や石等は検出されていない。No.6の第3層の砂層は、泉岳寺駅改良事業に伴う調査で確認した茶褐色砂層と酷似する。改変された箇所に堆積した層であると考えており、近くで土地改変が行われたことも考えられるが、現時点では判断できない。

(委員長) ボーリング箇所が山留の位置となるが、トレンチ⑦-2で木杭の列が確認されている。泉岳寺駅改良工事地区の調査の際には、矢板を伴う土留め列が検出されている。トレンチ⑤の同様の遺構と線でつくと、山留がその線から外れることが明らかになった。ボーリング調査の結果、港区の説明の通り構造物が検出されなかったことと、南側に谷地形があったことが明確で、その出口に当たる箇所になるが、地形的な状況が明らかになったことは良かった。河岸に関しては、今後考察を深める必要があるが、ボーリング調査の結果として構造物に当たらなかったことと、木柵列の推定位置と支障しないということで、山留の打設を可と判断したい。

(委員一同) 異議なし。

(委員長) では山留の打設を可とする。

(委員長) 質問、意見はあるか。

(委員長) 他に何かなければ、次に進める。

### (3) 駅街区北棟ビル南東側山留について

- (事務局) 資料 2 について説明する。図示する箇所の山留工事の着手について意見をいただきたい。当該箇所は京急の高架橋が重なる位置である。高架橋の基礎として、杭が 650mm ピッチで埋められているが、山留と干渉する杭が 25 本となる。2 年前の委員会資料において、東西高架橋の基礎について示しているので再掲する。この図に山留位置を追記した。山留の天端は T.P.+3.0m 程度となる。赤色ハッチング範囲が、石積みが出てくるかもしれないと推定される範囲である。このような状況に対して、工事着手の可否をご判断いただきたい。
- (港区) 当該山留箇所の遺構の推定状況について説明する。当該山留箇所は過去にボーリング調査を行っており、委員会で報告済みである。第 48 回委員会で報告した No.9 のボーリング調査で確認された支障物は陸側の民地が構築されたときの境界の石垣ではないかと推測している。これに伴い、京急で No.9 の杭をずらして施工してもらっている。この位置関係から、今回の山留範囲で何かに支障するとは推定しにくい。ただし、施工の過程で検出された場合は報告を受けて取扱いを検討することとしたい。
- (委員長) ボーリング No.9 の支障物は、明治 20 年地形図の民地護岸の石垣であろうと推測しているが、これが今回の山留範囲の南端で抵触する可能性がある。一方でその箇所は京急の高架橋の杭が密に施工されているため、現状では石垣が残っている可能性は低いと考える。ただし、施工中に何かを確認した場合は、調査、検討するというところで、施工を可としたい。
- (委員一同) 異議なし。
- (委員長) では山留の打設を可とする。
- (委員長) 質問、意見はあるか。
- (委員長) 他に何かなければ、次に進める。

### (4) 南横仕切堤付近の京急連立仮受け・駅街区南棟山留について

- (京急) 資料 3 について説明する。資料 3-1 に仮受杭と山留の施工状況を示す。資料左下にオレンジ色に示す杭施工箇所から石および木材が検出された。これに伴い、今回試掘調査を実施した。
- (港区) 試掘調査について説明する。試掘結果を資料 3-2-2 に示す。試掘の結果、胴木と推定される木材と、裏込めと推定される石が確認された。恐らく南横仕切堤の本体であると判断して問題ないとする。資料 3-2-3 に過去の調査結果を踏まえ、本来の仕切堤の想定図を描いたが、以前当該箇所の上で実施された東西 1 トレンチでは何も検出されなかったため、それ以前に上部は既に撤去されていたものと考えられる。

第7橋梁の南横仕切堤の調査結果や文献資料からの推定形状と比較すると、概ね同様の形状であると考えられる。断面図に示す第5層、第6層が南横仕切堤の本体に当たると思われる。第5層と第3層の境界は不明だが、明治20年図と明治30年図で南横仕切堤の形状が少し変化しており、明治30年時点で南横仕切堤が南側に拡張されているように見えるため、南側の第3層と北側の第3層が同一かどうかは今後検証したい。遺構の確認に伴い掘削を中止したため、硬質粘土層は確認できていない。南横仕切堤の底部はわからないが、恐らく胴木の下端付近だと思われる。第7橋梁の横仕切堤はT.P.+2.0m以上の高さで確認できたが、今回はT.P.0m付近での確認であり、南横仕切堤の下部付近に相当すると思われる。

(委員長) この部分は、第8橋梁の南横仕切堤の国道側に当たる部分である。胴木と枕木が検出されたので、その上の石垣は撤去されたと判断している。土留めの列は2列確認されている。試掘なので遺構を撤去することができないため、発見状態で調査を止めている。したがって、地山となる硬質粘土層まで掘り下げることができない。南横仕切堤の想定位置がほぼ当たっており、胴木の確認の結果、石垣の位置もほぼ確定できる。第7橋梁の南横仕切堤の幅とも大きく変わらないので確かだろう。工事計画としてはシートパイルの打設と仮橋脚の杭の打設となるが、遺構の残りが良くないという判断からすると、記録保存の後、施工を可として良いと考える。

(委員長) 質問、意見はあるか。

(小野田委員) 裏込めと記載してある大きな石は間知石か。

(港区) 間知石のようにも見えたが、面を作っているような印象はない。

(小野田委員) 崩れ落ちた状態ではないのか。

(港区) まだ取り上げていないので、取り上げ後に観察を行う。

(小野田委員) 石積みは裏込めも重要であるので、調査できると良い。

(委員長) 撤去した段階で大きな石がまぎれたのか、元々の裏込めか、検討してもらいたい。

(委員長) 当該箇所の施工を可とする判断としたいがよろしいか。

(委員一同) 異議なし。

(委員長) では施工を可とする。

(委員長) 他に何かなければ、次に進める。

## (5) 閉会

(委員長) 特になければ部会②を閉会し、部会③に進める。

以上